

○太田市建設工事検査規程

平成17年3月28日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が執行する工事（以下「工事」という。）について地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき市の職員が行う検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定める。

(検査員の種類)

第2条 検査員とは、次に掲げる職員とする。

- (1) 専門検査員 検査を職務とする職員
- (2) 指定検査員 検査に特別の技術を要するとき、又は同一の時期に多数の検査が集中したときに、検査担当課長が指名した職員

(平19訓令5・一部改正)

(検査の範囲)

第3条 検査員は、契約金額が200万円を超える工事について検査を行う。

2 契約金額が200万円以下の工事に係る検査については、工事担当課の主任以上の職にある職員が行う。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、その工事の検査を行わせることができる。

(平28訓令4・令7訓令4・一部改正)

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 完成検査
- (2) 出来形検査
- (3) 完成部分検査
- (4) 中間検査

(検査の実施時期)

第5条 完成検査にあつては、請負者から工事完成の通知を受けた日から14日以内に、出来形検査、完成部分検査及び中間検査にあつては、出来形について検査を求められた場

合において遅滞なく行う。ただし、契約に特別の定めがある場合は、その定めるところによって行うものとする。

(完成検査)

第6条 完成検査は、工事の全ての部分について設計書、仕様書、図面その他契約条件に適合するか否かを厳正に精査する。

2 検査員は、明視できない部分がある場合又は計測が困難な場合は、工事写真その他の関係資料により出来形寸法及び施工状態を確認する。

3 検査員は、特に注意すべき点及び優れていた点について、請負者に対し講評する。

(平28訓令4・一部改正)

(出来形検査)

第7条 出来形検査は、工事の既成部分についての設計書、図面等と太田市契約規則(平成17年太田市規則第75号)第28条第2項に規定する監督員(以下「監督員」という。)が作成した工事既成部分出来高内訳書を対照して行う。

(完成部分検査)

第8条 完成部分検査は、工事の既済部分について行う検査で、前条の規定に準じ行うものとし、次に掲げるものとする。

(1) 部分引渡検査は、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分が完成した場合に、その出来形を確認し合否の決定を行う。

(2) 打切り等検査は、工事中止、災害の発生、契約の解除等があった場合に、その出来形部分の確認を行う。

(中間検査)

第9条 中間検査は、工事の完成前において事後に確認することが困難な場合その他特に必要があると認められる場合に行う。

(検査の中止等)

第10条 検査員は、検査に当たり請負者等が検査員の指示に従わず、又は検査の執行を妨害したときは検査を中止し、直ちに検査担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(平19訓令5・一部改正)

(検査の委託)

第11条 検査担当課長は、工事の検査で特に必要と認めるときは、検査を委託することができる。

(平19訓令 5・一部改正)

(検査の手続)

第12条 工事担当課長は、検査担当課が検査を行う工事において請負者より完成届若しくは出来形検査願の提出があったとき又は完成部分検査若しくは中間検査を必要と認めたときは、速やかに工事内容を確認の上、検査依頼書その他関係書類を添え検査担当課長に提出しなければならない。

2 検査担当課長は、前項の規定による提出があったときは、検査通知書により検査日時等を工事担当課長に通知しなければならない。

3 検査担当課長は、自ら完成部分検査又は中間検査を必要と認めたときは、検査通知書により工事担当課長に通知しなければならない。

(平19訓令 5・一部改正)

(検査の立会い)

第13条 検査員は、検査に際し、監督員及び請負者又は現場代理人並びに主任技術者を立ち合わせ、必要な事項を説明させる等により検査を行う。

(工事の成績評定)

第14条 工事の成績評定は、次に掲げる方法に基づき評定をする。

(1) 評定者は、監督員、総括職員及び検査員とし、監督員、総括職員が2人以上の場合には、それらの者が協議の上評定する。

(2) 評定は、監督又は検査により確認した事項を、別に定める「工事検査成績評定要領」に基づき的確かつ公正に行うものとし、主観にとらわれないようにしなければならない。

(3) 監督員、総括職員及び検査員の評定が著しく相違する場合、検査担当課長は双方の意見を求め調整することができる。

(4) 契約金額が200万円以下の工事については、評定を省略することができる。

(平19訓令 5・平20訓令 4・平28訓令 4・令7訓令 4・一部改正)

(検査結果の報告及び通知)

第15条 検査担当課長は、完成検査を完了したときは、完成検査調書(様式第1号)を作成し市長に報告するとともに、その結果を記載した書面を工事担当課長に通知しなければならない。

2 検査担当課長は、出来形検査、完成部分検査又は中間検査を完了したときは、出来形・完成部分・中間検査調書（様式第2号）を作成し市長に報告するとともに、その結果を記載した書面を工事担当課長に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の完成検査の報告を受けたときは、工事完成結果について請負者に通知しなければならない。

（平19訓令5・一部改正）

（不合格工事の措置）

第16条 検査担当課長は、完成検査の結果、工事の出来形が設計書、仕様書、図面その他契約条件に適合しないと認めるときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 内容が軽易なものであるときは、請負者に対して期間を指定し補修又は改造を命ずるとともに必要な指示を行わなければならない。

(2) 内容が重大であり、かつ、その補修若しくは改造に要する期間が長期にわたると認められたもの又はその補修若しくは改造を不能と認められたものは、その旨及びその措置について市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（平19訓令5・一部改正）

（再検査）

第17条 完成検査の結果、工事の補修又は改造を命じたものについて、補修又は改造を終了した旨請負者から報告があったときは、更に完成検査を行う。ただし、軽易なものについては、監督員に委任することができる。

2 前項の再検査に当たっては、第14条の規定による工事成績の再評価は行わない。

（工事台帳）

第18条 検査担当課長は、検査結果について工事検査結果成績表に、工事成績その他必要な事項を記入し、これを整理しておかななければならない。

（平19訓令5・一部改正）

（その他）

第19条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の太田市建設工事検査規程（平成16年太田市規程第1号）又は新田町建設工事検査規程（平成12年6月1日新田町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月14日訓令第4号）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の太田市建設工事検査規程第3条及び第14条の規定は、この訓令の施行の日以後に入札又は契約方法が決定された工事について適用し、同日前に入札又は契約方法が決定された工事については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月17日訓令第1号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第15条関係)

完 成 検 査 調 書

案件番号			
履行名称	工 事		
履行場所	太田市	地 内	契 約 締 結 日
請 負 者			年 月 日
請 負 金 額	金 額 (円)		う ち 消 費 税 (円)
前 払 金			
支 払 済 金 額			
今 回 支 払 額			
履 行 期 間	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日	完 成 年 月 日
立 会 人	(甲) 職氏名		
	(乙) 氏 名		
検 査 年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日	
	手 直 年 月 日	(□再検査・□委 任)	

工 事 成 績 表				
審 査 項 目	評 点	審 査 内 容	採 点	評 定 基 準
施 工 体 制	7.0	I 施工体制一般 II 配置技術者		A 80点以上
施 工 状 況	35.1	I 施工管理 II 工程管理 III 安全対策 IV 対外関係		B 75点以上80点未満
出 来 形 及 び 出 来 ば え	38.3	I 出来形 II 品質 III 出来ばえ		C 65点以上75点未満
工 事 特 性	7.8	I 施工条件等への対応		D 60点以上65点未満
創 意 工 夫	5.4	I 創意工夫		E 60点未満
社 会 性 等	6.4	I 地域への貢献等		評 定
法 令 遵 守 等		I 法令遵守等		
総 評 点	点			
所 見				
上記のとおり検査しました。				
年 月 日				
検査員職氏名				
㊟				

様式第2号 (第15条関係)

受付 号

出来形・完成部分・中間検査調書

年度 (第 回)
(契約約款第 条)

案 件 番 号			
履 行 名 称	工事		
履 行 場 所	太田市	地内	
請 負 者			
契 約 締 結 日	年 月 日	前回までの契 約金支払回数	回
履 行 期 間	着工	年 月 日・完成	年 月 日
請 負 金 額 (A)	金 額 (円)		うち消費税 (円)
前 払 金 (B)			
今 回 ま で の 出 来 高 金 額 (C)			
部 分 払 限 度 額 (小さい方の金額) (D)			
前 回 ま で の 支 払 済 額 (全ての支払済額) (E)			
今 回 支 払 金 額 (D) - (E) (F)			
差 引 残 額 (A) - (B) - (E) - (F) (G)			
立 会 人	(甲) 職氏名		課
	(乙) 氏 名		
検 査 年 月 日	年 月 日	進捗率	% (小数点第2位以下切捨て)
特記事項			
----- -----			
上記のとおり検査しました。 年 月 日 検査員職氏名			
			㊞

様式第 1 号 (第15条関係)

(令 5 訓令 2 ・全改)

様式第 2 号 (第15条関係)

(令 5 訓令 2 ・全改)